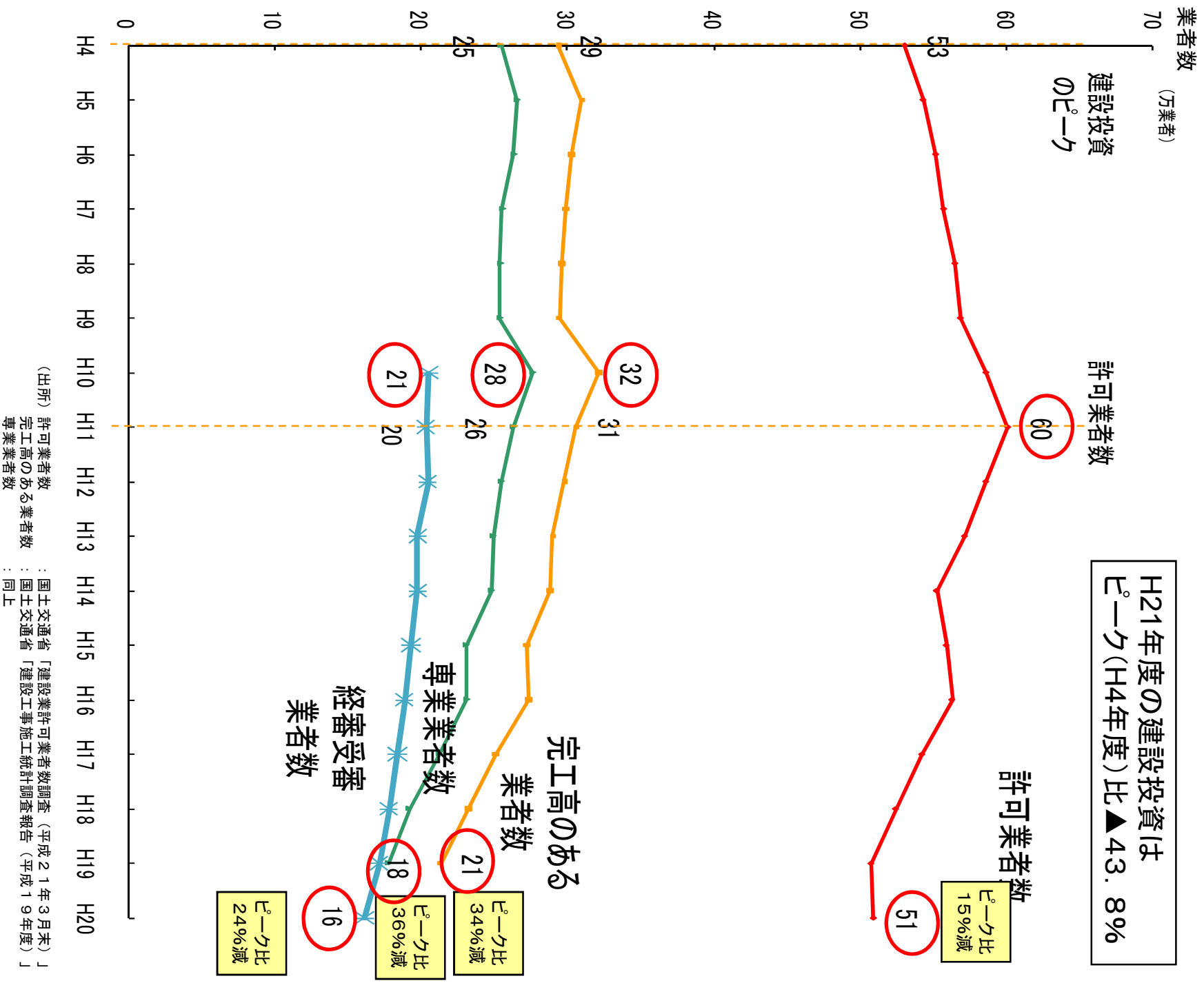


参考資料 (入札契約制度関係)

平成22年3月19日

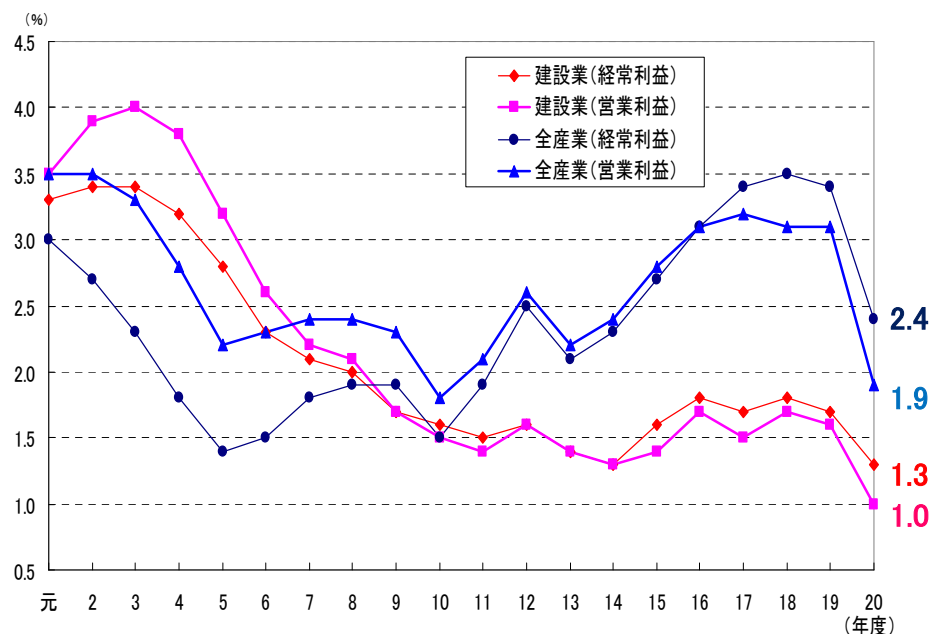
建設業者数の推移



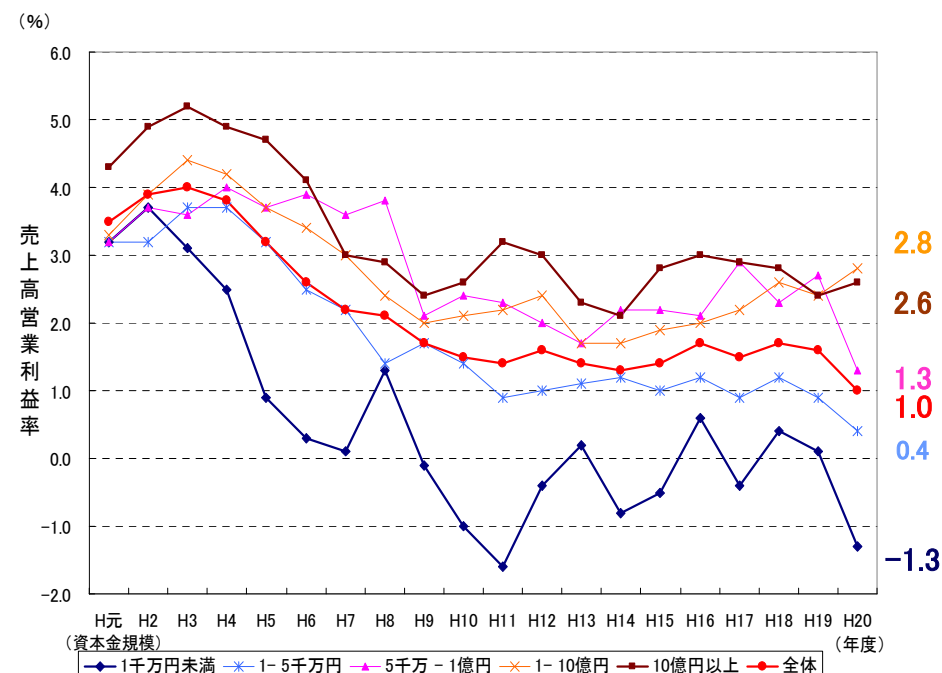
建設業の利益率・規模別売上高営業利益率の推移

- 産業全体において利益率が大幅に低下、建設業も投資の減少等により、利益率が低迷している。
- 企業規模の小さい建設業者ほど、利益率が低迷している。

建設業の利益率の推移



建設業の規模別売上高営業利益率の推移



建設業

営業利益率

経常利益率

平成3年度
(利益率のピーク)

平成4年度
(建設投資のピーク)

平成20年度 (対ピーク比)

4.0%

→

3.8%

→

1.0% (▲3.0pt)

3.4%

→

3.2%

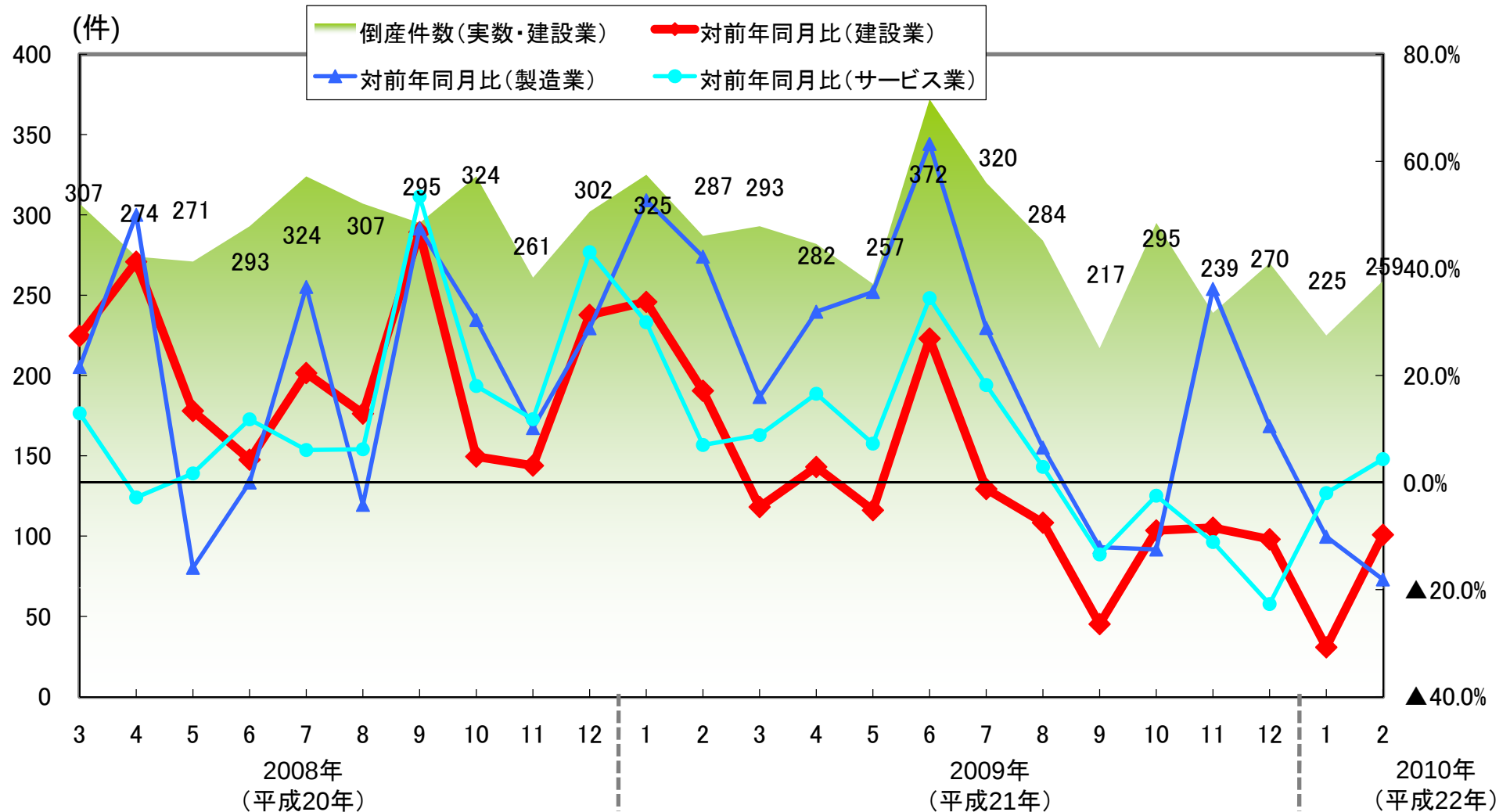
→

1.3% (▲2.1pt)

出所:財務省「法人企業統計」

建設業の倒産件数の推移

- 建設業の倒産件数は依然として高い水準であるが、2010年2月の倒産件数は259件で、対前年同月比9.8%減少、対前月比15.1%増加。
- 2008年は3,446件、2009年は3,441件の倒産が発生。



※法的整理(負債総額1,000万円以上)のみの件数

出所: 帝国データバンク資料より作成

建設業法の概要

建設業の許可を要するもの

許可制度

国土交通大臣許可

(2以上の都道府県に営業所を設置)

都道府県知事許可

(1の都道府県のみ営業所を設置)

28業種

(土木工事・建築工事等)

特定建設業許可

(3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可

(特定建設業以外)

許可の要件

経營業務管理責任者の設置

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること 等

建設業の許可を要しないもの

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置

(3,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

主任技術者の設置

(全ての建設工事)

技術者の専任配置

(公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する工事を行う場合)

➡ 監理技術者資格証の携帯義務及び監理技術者講習の受講義務あり。

監督処分

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

法令遵守の実効性を確保するため不適格な者に対する処分

(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負 等)

- ①指示処分
- ②営業停止処分
- ③許可取消処分
- ④罰則の適用

請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務 請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査

(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ①経営規模
- ②経営状況
- ③技術力
- ④その他

紛争の処理

建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)

- ①あっせん
- ②調停
- ③仲裁

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の概要

公布 平成12年11月27日

目的 国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

①透明性の確保 ②公正な競争の促進 ③適正な施工の確保 ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1) 毎年度の発注見通しの公表

・発注工事名・時期等を公表（見通しが変更された場合も公表）

(2) 入札・契約に係る情報の公表

・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額 等

(3) 施工体制の適正化

・丸投げの全面的禁止
・受注者の現場施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告
・発注者による現場の点検等

(4) 不正行為に対する措置

・不正事実（談合等）の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

職員に対する教育
建設業者に対する指導 等

各発注者が取り組むべきガイドライン

(1) 「適正化指針」の閣議決定

・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

(2) 主な内容

- ①第三者機関による入札過程、契約内容等のチェック
- ②苦情処理手続き、体制等の整備
- ③入札・契約の方法の改善（一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充、指名競争における指名の適正化・透明化等）
- ④工事の施工状況の評価実施の徹底
- ⑤その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

＜平成13年4月1日以降の入札・契約から適用＞

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の成立



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』(H17.3.31成立)

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記

(第3条第2項)

2. 『価格のみ競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
- ・技術提案を求める入札(第12条)
- ・技術提案についての改善が可能(第13条)
- ・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成(第14条)

3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

外部支援の活用による発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

会計法と品確法

公共工事の調達

会計法 (明治22年制定)

第29条の6 (抜粋)

契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年制定)

第3条

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが多いこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

入札・契約手続きの変遷

